

環境管理委員会からのお願い（令和6年度暖房機器使用について）

11月28日（木）環境管理委員会が行われ、翌日 SHR で環境管理委員に12月からの暖房運用についての広報と、使用方法についてのお知らせを教室掲示してもらいました。内容は以下の通りです。

12月1日から暖房使用期間となっていますので、皆さんに暖房規定をお知らせします。

室温は 18℃以上になるように設定をします。クラスや教室内の場所によって、若干温度差が発生しているようです。担当の先生からは、弾力的に運用すると聞いています。なにかあれば、担任、教科担当の先生に申し出てください。

暑さ寒さ対策としては、寒い時は外に重ね着するのではなく、ブレザーの下に着こむ、暑い時はブレザーの下に着こんでいるカーディガンを脱ぐなどし、一番外に制服がくるよう工夫をして体温調節をしてください。

また授業と授業の間の業間は、暖房を稼働したまま、弓道場側の窓を開け必ず換気をしてください。暖房機のスイッチの確認と換気は主に環境管理委員が担当しますが、気が付いた人に協力してもらえると嬉しいです。

快適な環境作りにご協力をお願いします。以上環境管理委員会からの連絡を終わります。



暖房機器の使用にあたって

～ 管理係／環境管理委員会 より ～

1. 使用にあたって

エネルギーは限りある資源です。無駄のない、効率的な使用を心掛けて下さい。

2. 使用の条件

- 使用期間 12月1日～3月31日 [8時25分～15時35分]
- 周囲温度 外気温7℃以下または室温15℃以下のとき
- 室温温度 18℃

3. スイッチの管理

- 教室を空けるときは、環境管理委員がスイッチの ON/OFF を行う。

※ 環境管理委員が選択授業等で不在の場合もあります
基本は、「気が付いた人が切る」です。

4. 運用面での工夫

- 暖房中は、出入口・窓などの開閉・換気に気を配ること。
- 各自、ブレザーの下に着込んで体温調節に気をつけること。

5. その他

- 消費電力量が基準値を超えるような場合は、使用中の暖房機器を予告なしに停止することがあります。了解下さい。
- カーテンの利用、窓・ドアの開閉などに注意して、効率のよい使用となるように心掛けてください。

